

Title	裁判員裁判における死刑判決の検討
Sub Title	A study of death sentence in Saiban-in trials
Author	原田, 國男(Harada, Kunio)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.22 (2012. 3) ,p.93- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	テーマ企画：裁判員裁判の現状と課題
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20120316-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

裁判員裁判における死刑判決の検討

原 田 國 男

- 第1 はじめに
- 第2 各事例の検討
 - 1 東京地判平成22年11月1日
 - 2 横浜地判平成22年11月6日
 - 3 仙台地判平成22年11月25日
 - 4 宮崎地判平成22年12月7日
 - 5 長野地判平成23年3月25日
 - 6 東京地判平成23年3月15日
- 第3 まとめ

第1 はじめに

本稿は、平成23年5月29日法政大学で開催された第89回刑法学会ワークショップ「裁判員裁判と量刑」において筆者が報告した「裁判員裁判と死刑判決」に手を入れたものである。裁判員裁判が施行されてから3年目を迎えるが、一昨年の平成22年11月から全国で次々と死刑判決が言い渡され、報告時点で死刑求刑事件が7件あり、そのうち、1件が無罪となり（鹿児島地判平成22年12月10日）、もう1件が無期懲役となり、残り5件が死刑となっている。そこで、無罪となった1件を除く6件について、報告したものである。対象判例の事案の概要と量刑の理由のごくかいつまんだ要約は、別表のとおりである。いずれも、現

在のところ、公刊物には掲載されていないが、筆者が利用しているLLI/DB(判例秘書データベース)には、アップされている¹⁾。ここでの主な関心は、判決理由においてどのような判断枠組みが取られているかであり、筆者が考える死刑適用基準(「犯情により死刑を選択し、一般情状により死刑を回避する。」)に照らして検討するものである。この死刑適用基準については、既に二つの論考で述べているとおりである²⁾。すなわち、(1)犯情のみにより死刑が選択できるか否かを判断し、一般情状は、死刑を回避する方向でのみ考慮すべきである。(2)犯情により死刑を選択できなければ、死刑適用の余地はない。犯情から死刑が選択できないのに一般情状である被害者遺族の被害感情が極めて強い、被告人の改善更生の可能性がない、反省していないという理由で死刑を適用すべきではない。(3)犯情により死刑が選択できても、一般情状により死刑を回避すべきときは、死刑の適用はできない。

第2 各事例の検討

1 東京地判平成22年11月1日

この判決は、死刑適用について、永山事件基準によると明示している。すなわち、「当合議体は、いわゆる永山事件に関する最高裁判決(最高裁昭和56年(あ)第1505号昭和58年7月8日第二小法廷判決・刑集37巻6号609頁)に基づき、同判決の列挙する量刑因子を本件につき具体的かつ総合的に検討した上で、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合に当たるかどうかを議論した。」としている。総合的な検討以上には、具体的に基準的なものには言及していない。そして、犯行態様の残虐性・結果の重大性のほかに、被害感情についても丁寧に判示している。すなわち、「意見

1) 報告時点以降、死刑判決が7件あった。横浜地判平成23年6月17日、静岡地沼津支判平成23年6月21日、千葉地判平成23年6月30日、熊本地判平成23年10月25日、大阪地判平成23年10月31日、長野地判平成23年12月6日及び同地判平成23年12月27日である。
2) 拙著『裁判員裁判と量刑法』135頁以下及び231頁以下(成文堂、平成23年)。

陳述をした遺族らがこぞって被告人に対する極刑を望んでいるのは、このような本件の極めて重大な結果に照らせば全く当然であり、当合議体もその思いには深く動かされた。また、上記のような事情でD（注：V₁の母親であり、V₂の娘）は、法廷に来て意見を述べることもできなかつた。当合議体は、同人の苦しみにも思いを致した。その上で、本件で死刑を選択する余地がないのか徹底的に議論したが、結局、本件が、極刑がやむをえないと認められる場合に当たるとの結論には至らなかつた。」としている。新聞報道によれば、裁判員の多くも遺族の意見陳述の際泣いていたという。そして、死刑回避理由を詳細に検討した上、死刑を回避している。このように、結局死刑を回避する以上は、被害感情についても十分配慮したことを示すのは遺族の被害感情に対する対応として意味があるものと思われる。死刑を回避するときには、犯情において選択しないのか、犯情では死刑を選択しても、一般情状において回避するのかを2段階の手順を踏んで判断するのではなく、犯情においても、一般情状においても被告人に有利な事情を総合して判断するのは十分説得的である。2段階の検討は、むしろ、次の2の判決のように、死刑を最終的に適用する場合の基準として機能するともいえよう。本判決は、そのような方向を裁判員裁判で初めて示したもので、今後の死刑回避事件の参考になるとと思われる。判決理由も総花的ではなく、論点に集中し、評議を反映している書き方で裁判員裁判の判決の一つのモデル的な判文といえる。そして、この判断は、裁判員として、自分たちの住む社会のどこにでもいるような被告人が被害者に懸想したことからこのようなとんでもない事態に至ったもので、ある程度、動機も理解できると感じたことが死刑回避の大きな理由になっているように思われる。

2 横浜地判平成22年11月6日

(1) この判決も、永山事件基準によることを明示し、「この問題については、最高裁がいわゆる永山事件において死刑選択の許される基準について判示している（昭和58年7月8日第二小法廷判決・刑集37巻6号609頁）。当合議体は、裁判員裁判の下においても、同判決の判示する基準をより所としてこの問題を判断

するのが相当であると考え、同判決が列挙する量刑因子に沿って検討した。」としている。その上で、「②の各犯行の犯情について」という項目を立て、検討を進め、「以上のとおり、②の各犯行に関する犯情、すなわち、行為の残虐性、動機の悪質さ、行為の計画性、被告人が果たした役割の大きさ、結果の重大性等をみていくと、被告人の罪責は誠に重大であって、大きく酌量すべき事情がない限り、本件は、極刑を選択すべき事案に属するといわざるを得ない。」とした。次いで、「被告人の一般情状について」という項目の下に検討し、被告人に有利な情状について検討し、最後に、「当合議体は、それ以外にも、一般情状として、被告人のために酌むべき事情がないかを検討し、その点について議論を尽くした。しかしながら、前記の犯情と比較すると、被告人にとって酌むべき事情を最大限考慮しても、いまだ極刑を回避すべき事情があると評価することはできない。」とした。

この判決は、死刑判断の枠組みとして、まず、「犯情」を検討し、死刑を選択して、次いで、「一般情状」を検討し、死刑を回避するに足りないとするものであって、基本的に私見に沿った2段階検討を行っている。しかも、犯情と一般情状という言葉を実際を使用して検討している。裁判員裁判のまさに死刑第1号事件でこのような手法が採用されたことについては、大変、感銘を受けている。

(2) まず、私見では、犯情による死刑選択と一般情状による死刑回避という両基準の関係は、等価であるとした³⁾。その趣旨は、前者で死刑が選択されれば、後者について特段の事情がない限り、死刑とすべきであるとはいえないというものである⁴⁾。しかし、この考え方は、具体的な事案において犯情から強く死刑を選択すべきである場合には、それを回避するに足りるだけの一般情状の存在が必要になるということを否定しているものではない。およそ、犯情の軽重を問わずに、犯情と一般情状とは同じウェイトだとするものではない。この判決も、上記のように、「前記の犯情と比較すると、被告人にとって酌むべ

3) 拙著・149頁。

4) 拙著・149頁。

き事情を最大限考慮しても、いまだ極刑を回避すべき事情があると評価することはできない。」と判示しているのは、同じ考え方であると思われる。3の判決も同様の判示をしている。いわゆる光市母子殺害事件第1次上告審判決が「被告人の罪責は誠に重大であって、特に酌量すべき事情がない限り、死刑を選択するほかないものといわざるを得ない。」としているのも当該具体的事件における犯情の重さを前提とするものであって、原則死刑適用、例外死刑不適用という一般的な判断枠組みを示したものとはいえない。永山事件基準は、そのようなことを判示していない。むしろ、原審の無期懲役を破棄する以上、犯情がよほど重大でなければならないという当然のことを示唆していると解すべきである⁵⁾。

(3) 次に、2の判決は、遺族の被害感情も犯情としての結果に含めている。これは、私見では、一般情状に当たると解している。被害感情には、精神的なダメージと被告人に対する処罰感情との二つがあり、量刑上の理論的な位置付けとしては、区別すべきである。この点は、小池信太郎准教授の卓見による⁶⁾。私見では、被害者自身が受けた精神的なダメージは、結果としての犯情に含まれるが、被害者の被告人に対する処罰感情は、一般情状であり、被害者遺族の受けた精神的なダメージや被告人に対する処罰感情も一般情状に当たると解している。それは、被害者やその遺族の処罰感情は、可変的なものであり、犯情のもつ確定性に欠けるからであるし、被害者遺族の受けた精神的ダメージは、被害者自身のそれよりも、構成要件外結果として外側に存在することと、遺族がない場合との不均衡が生じることによるものである。しかし、これまでの裁判官裁判の実務でもこの要素は犯情に含めて検討しており、この2の判例のほかにも、3ないし6の全ての判決で同様の位置付けをしている。この判断位置付けは今後も変わらないであろう。まず、精神的なダメージと処罰感情とは理論的に区別すべきであるといっても、実際には、両者は、同根のものであ

5) 拙著・245頁。

6) 小池信太郎「被害者と量刑 コメント」大阪刑実務研究会編著『量刑実務大系2 犯情等に関する諸問題』127頁（判例タイムズ社、平成23年）。

り、精神的ダメージが深ければ深いほど、普通には、処罰感情も強いものになるから、その区別は困難であって、判決でもあわせて判示されるのが普通である⁷⁾。そして、重要なのは、犯情に含めるとしても、遺族の被害感情は、死刑選択の二次的な要素であって、それに対する言及があっても、それを決定的な理由として、あるいは、これを重視して死刑を選択することはこれまでの裁判官裁判ではなかったといっただけであろう。

(4) 死刑判決では、被害者の死の直前の恐怖や将来を断たれた無念さに言及するのが一般的である。1の判決では、「本件の審理及び評議を通じて、当合議体は、本件により被害者2名が受けた苦しみや恐怖は、どれほどであったであろうか、未だ21歳と若く、充実した人生を送る権利を突如として奪われたV₁のくやしさはどれほどであったであろうか、全く無関係の被告人に訳も分からないままむごたらしい殺され方をしたV₂の驚愕や無念さはどれほどであったであろうかなどと、被害者2名の気持ちについて、思いをめぐらせた。」と判示している。2の判決でも、「このように、被害者両名は、それぞれ将来の夢や家庭生活について思い描いていたところ、本件により突然生命を絶たれたのであり、両名の無念の情は察するに余りある。」と判示している。

これは、私見では、理論的には、死に対する評価に含まれていると解するが、このような判示は、それを死とは別枠の独立の量刑要素として考慮しているとはいえ、裁判所として被害者への同情の気持ちを示す付随的な事情として考慮しているものと理解すべきであろう。

(5) この事案では、何と言っても、生首を高速切断機で切断した点が注目される。すなわち、「高速切断機でV₂を殺害することとし、命乞いを無視して、V₂に対して台座に頭を載せるよう命令し、怖すぎるので先に殺してから切っほしいというV₂の懇願を振り切って、同人の頭を手で押さえながら高速切断機

7) もっとも、深い精神的ダメージを受けながら、犯人を恨むべきでないという信念を持ち、その立ち直りを祈るとする被害者もいる。このような被害者は、自身が既に立ち直りの一歩を踏み出しているといえよう。

を作動させ、その刃を首に押し当ててV₂の首を切断して、殺害したものである。」というのである。確かに、手段の残虐性については、これを余りに重視するのは相当でないという意見があるが、それは、残虐性は、現場での興奮から一挙に考えられないまでの残虐な行為に及ぶことがままあるからで、1の判決のV₂に対する行為にはそのような面がうかがわれるけれども、2の事例では、事前に高速切断機を準備して犯行に臨んでおり、一時の興奮からの所業ではなく、冷酷に計算された犯行であって、その点でも残虐性を考慮するのは当然と言ってよいであろう。

(6) 2の判決では、言渡し後、裁判長が被告人に控訴を勧めたことがマスコミで批判的に取り上げられたが、これは、裁判員からの要望であったとも言われており、裁判員として最終的な死刑の判断の重さから上訴制度もあるという気持ちを持つのはある意味で当然である。1の裁判でも、報道によれば、裁判員は、判決後の記者会見で、「裁判官から判決の責任は最終的に裁判官が負うと言ってもらった。検察、弁護側双方が控訴できる仕組みも教えてもらい、多少楽になった。」と述べている。裁判員が受ける精神的な重圧を考えれば、裁判所側のこのような配慮は裁判員の精神的なケアの観点からも必要である。裁判官裁判の場合でも、このような説示には、マスコミをはじめ、一般国民は、違和感をもつようで、これを判断に自信がないとか責任逃れと受け止めるようである⁸⁾。しかし、死刑の言渡しは、極めて重い判断であり、いろいろな目で再検討することが必要である。筆者の新聞でのコメントを引用させて頂く。「職業裁判官なら死刑判決に慣れていると考え勝ちであろうが、そんなことはない。最後の最後まで死刑でよいのか合議を尽くしてきた。死刑が相当であっても、ぎりぎりまで死刑を回避する理由はないかを検討する。言い渡し後も常々心に

8) 上垣猛「原審が裁判員裁判である控訴審の審理の在り方・量刑評価を中心にして」『植村立郎判事退官記念論文集現代刑事法の諸問題第3巻』632頁（立花書房、平成23年）は、「一審の裁判長は自分たちの合議により決められた判決が最良のものであるという姿勢を持たなければならない。控訴を勧めた裁判長の気持ちはよく分かるが、控訴を勧めること自体には疑問を感じた次第である。」としている。

残り、その事件が確定し、何年か経って死刑が執行されたと報道されると、心の中で冥福を祈る。被害者の遺族の方からすれば、何だと思われるかもしれないが、死刑判決は、いくら正当な理由があっても、それ自体殺人であることには違いない。それだけ重い判断を迫る事件であるから、裁判員の方々が味わった精神的負担は、言い渡し後も抜けきらないのではないか。人生で初めてかかわった刑事裁判がこのような死刑求刑事件であったのだから、裁判員の方々が直面した苦悩は大変なものであったろう。これからもこの種事案が次々と起こってくることを考えると、裁判員の精神的な負担の軽減が必要不可欠である。⁹⁾と。裁判員は、死刑判決後もその判断が本当に正しかったか悩むことになるだろう。職業裁判官の場合には、自分の判断の全体での位置付けがこれまでの経験からできるが、裁判員にはそのようなよりどころがない。この点に特に精神的なストレスが生じると心理学者も指摘している。このような観点も今後死刑判決において十分配慮すべきであろう¹⁰⁾。

3 仙台地判平成22年11月25日

3の判決は、犯行時少年の被告人に死刑を言い渡した初めての裁判員裁判である。死刑の判断枠組みについては、特に目新しいものはなく、永山事件基準によるとして、罪質、犯行態様、計画性、動機等を検討し、次いで、被告人の更生可能性を論じ、それが著しく低いと評価せざるをえないとし、犯行時少年であることは、「死刑を回避すべき決定的な事情とまではいえず、総合考慮する際の一事情にとどまり、ことさらに重視することはできない。」とした。そして、結局、「被告人の罪責は誠に重大であって、被告人なりの反省など被告人に有利な諸事情を最大限考慮しても、極刑を回避すべき事情があるとは評価できず」として死刑をもって臨むほかないと判示したのである。更生可能性が著しく低いという点については、死刑選択の事情として扱っているのか否かは、判文上は、必ずしも明らかではないが、仮にそうであるとすれば、筆者の

9) 毎日新聞平成22年11月26日「論点」における筆者コメント。

10) なお、本件は、被告人は控訴したが、取り下げて、確定している。

考え方、すなわち、更生可能性がないことを死刑選択の理由とすべきではないとは異なる考え方によったといえるであろう¹¹⁾。

この判決の当否について、ここで論じるつもりはないが、この判決には、元裁判官の廣瀬健二教授が新聞のコメントで十分な審理がなされたか疑問であるとし、やはり元裁判官の門野博教授も同様に更生可能性については、鑑別技官や調査官の意見を聞くなど十分に時間をかけて判断すべきであり、更生可能性が著しく低いなどと断定的に判断することにはどうしても抵抗感を感じずにはいられないとしている¹²⁾。

私が気になるのは、これまで度々指摘していることであるが、少年であること自体を一般国民は刑を重くする方向に影響するとして考える傾向が見受けられることである。これは、平成19年度の司法研究でも取り上げられたところである¹³⁾。この研究は、日本の刑事裁判官のほぼ全員と一般人を対象にするものであり、殺人事件の設例について、それに対する刑の重さを調査したものである。これによると、犯行時少年であったことを重く評価するというのが、国民では25%もいる。4人に1人はこういう考え方を示している。それに対して裁判官では、重くするという人はゼロである。これは、刑事裁判官は、被告人の更生ということを考えて、犯行時に少年であることが不利な情状になるなどは夢にも思っていないからである。この違いは、前科にも見られる。この調査でも、古い前科について、市民は、今回の犯罪にもその悪性があらわれたのだという見方をしている。この問題は、やはり国民の目線から考えて、こういう見方が正しいのだというのではなく、そういう考え方が間違っており、犯行時少年であることで刑が重くなるということは法の理念に反し、法の理念を適用する裁判官としてはとれないはずである。これは、法令の適用ではなく、法

11) この問題についての筆者の考え方については、拙著・144頁以下参照。

12) 門野博「刑事裁判ノート 裁判員裁判への架け橋として(9)」判例タイムズ1337号55頁。

13) 前田雅英・合田悦三・井上豊・野原俊郎『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究—殺人罪の事案を素材として—』平成19年度司法研究報告書57輯1号125頁（法曹会、平成19年）。

令の解釈（裁判員法6条1項、2項）の問題であり、裁判官の専権に属する判断であろう¹⁴⁾。もとより、3の判決も少年であることが重い情状であるとはしていないが、上記の判断にも見られるように、少年であることを本件の犯情のもとでは重視できない、すなわち、犯情が極めて重い以上、これを回避するに足る事情とはいえないとするものである¹⁵⁾。この判示には、上記の光市母子殺害事件第1次上告審判決の影響が色濃く反映していると思われる。ことに、犯行時少年であることについての量刑判断は、上告審判決のそれとほぼ同一である。その判示ぶりからして、被害感情を重視し、少年であることを重視していない様子が見え、裁判員裁判において私が懸念していたことが実際に起こっているようにも思われるが、これ以上のコメントは控えたい。ただ、裁判員裁判では、門野教授が指摘するように、これまで裁判官がいかにかに少年の更生を図るために努力してきたか、少年の多くは更生していることについて、是非裁判員の理解を得て欲しいと思う。その上で当該少年の更生可能性を慎重に吟味して結論に至って欲しいと思うのである。繰り返すが、本件の裁判員裁判がそうでなかったというのではなく、実際は、そのような過程をたどっているのかもしれないが、判決文の表現上はその様子が見えないだけである。

4 宮崎地判平成22年12月7日

この判決は、永山事件基準を明示して判示していないが、その内容をそのまま引用している。そして、犯行の経緯・動機・背景事情、犯行態様、犯行結果、遺族の処罰感情、罪証隠滅工作等の犯行後の情状、反省、年齢・前科等の項目を逐次検討し、最後に、「本件の情状は甚だ悪く、その罪責は誠に重大なものであって極刑に値する」とした上、動機等に被告人に同情の余地がないと

14) 拙著・130頁以下。

15) 報道によれば、この事件の裁判員を務めた人から、「私個人は14歳だろうが、15歳だろうが、人の命を奪ったという重い罪には、大人と同じ刑で判断すべきだと思い、そう心がけた」との発言が記者会見であったという。

はいえないこと、被告人なりの反省の態度を示していること、若年で前科がないこと、更生の可能性を否定することまではできないことを認めつつ、極刑を回避すべき決定的な事情であるとは認められないとしたものである。この判断手法は、上記の光市母子殺害事件第1次上告審判決が、「以上の諸点を総合すると、被告人の罪責は誠に重大であって、特に酌量すべき事情がない限り、死刑の選択をするほかないものといわざるを得ない。」「死刑を回避すべき決定的な事情であるとまではいえず、本件犯行の罪質、動機、態様、結果の重大性及び遺族の被害感情等と対比・総合して判断する上で考慮すべき一事情にとどまるといふべきである。」というフレーズに類似した判示をしている。ただ、上記上告審判決が「特に酌量すべき事情がない限り」として判断基準に優位差を付けたのに対して、4の判決では、そこまでの判示はしていない。内容的には、家庭内のあつれきから3人を殺害したものでその量刑判断が注目された事案であって、その結論には異論もありえようが、それはそれとして、判示が全体として総花的な印象を与え、詳細な点は認められるが、死刑選択の実質的な理由がややみえてこない。限界的な事例だとすれば、死刑か無期懲役かの選択の理由をもう少し評議の内容を反映したものにすることも可能であろう。もっとも、言うは易く、行うは難しであるが。

5 長野地判平成23年3月25日

この判決では、永山事件基準への言及はなく、個々の事情を総合評価した上、「以上、縷々検討してきたことを総合すると、本件各犯行の罪質、動機、態様の悪質性、結果の重大性、遺族の処罰感情、社会に与えた影響、各犯行における被告人の役割の重要性、犯行後の諸事情等に鑑みると、被告人の刑事責任は誠に重く、前記の有利な事情や反省状況を最大限考慮し、弁護人の主張するその他の事情も視野に入れ、かつ、極刑が真にやむを得ない場合にのみ科し得る究極の刑罰であることに照らしても、被告人に対しては、死刑をもって臨まざるを得ないと考える。」と結論付けている。この事件では、他に首謀者がいることから、被告人の地位・役割の評価が問題となり、また、被告人が結婚

を考えていたが、たやすく許されるはずがなく、多額の現金を要求されたり、暴行を受けたり、両親らに追い込みがかけられるかもしれないなどと思い悩んでいた事情をどう考慮するかもポイントとなっている。共犯者がいる場合には、その役割の軽重が死刑と無期懲役とを分ける重要なファクターになるのは当然である。本件では、まだ判決の出していない首謀者との関係について、一旦は、首謀者の誘いを断るなど躊躇していたが、基本的な犯行計画の策定に寄与し、結局は、計画から脱落することなく、最後まで首謀者と行動をともにしており、被告人の刑事責任を減弱する決定的事情の一つとすることはできないと結論付けている。後者の点については、その悩みを認めつつ、それなりに恩恵を受けていたことなどから、これを過度に有利に斟酌することは相当でないとした。評議で議論になった点がかなり明確に反映された判文となっている点で分かりやすい。

6 東京地判平成23年3月15日

この判決は、「いわゆる永山判決において示された死刑選択の際の考慮要素やそれ以降の裁判例の量刑傾向を踏まえ、以上の諸事情を総合して、被告人に対する刑を検討した。とりわけ、殺意が強固で殺害の態様等が冷酷非情であること、その結果が極めて重大であること、2人の生命を奪った前科がありながら、金品を強奪する目的で被害者の生命を奪ったことは、刑を決める上で、特に重視すべきであると考えた。その結果、被告人のために酌むべき事情がないかどうかを慎重に検討しても、被告人に対しては、その生命をもって本件の罪を償わせるほかないとの結論に至った。」とした。この事件では、被告人の犯人性という最大の前提問題がある。被告人が完全黙秘しているため、そのことが量刑理由の書き方に影響している。そのこともあってか、死刑適用の判断枠組みは特に示されていない。被告人自身に有利な事情は少なく、証拠から認められる客観的事実がどうしても中心とならざるをえない。動機について、本人が語るところはないから、客観的な状況が判示され、前刑出所後、刑務所に入っていたことが周囲に分かり、職を失ったが、就労意欲や更生しようとする

気持ちがあったことは認められるとしつつ、強盗を考え、被害者の殺害に及んだもので、酌むべき余地はかなり乏しいとした。このケースでは、被告人が妻を刺殺し、娘を焼死させたという前科により20年間服役した点が大きな量刑事情になると考えられるが、この点については、「その間、2人の生命を奪ったという自己の罪を見つめ、生命の尊厳への思いを深めたはずである。それにもかかわらず、前刑の出所からわずか半年で、本件犯行に及んだ。人の生命を余りにも軽くみている。強い非難に値する。2人の生命を奪った前科がありながら、再び本件犯行に及び、人の生命を奪ったということは、刑を決めるに当たり、重視されるべきである。」と判示している。これは、前科があることを再犯のおそれとして評価するのではなく、いわゆる警告理論を背景に犯情に位置付けて検討しているように思われる。前科のこのような客観的な犯情としての考慮は望ましいというべきであろう。また、被告人の完全黙秘の点については、事実認定でも量刑理由でも一切出てこない。これは、いずれの場面でも考慮すべきではないというそれ自体正当な考え方の反映であり、評議においても、そのような立場が貫かれたと推測することができる。この判決は、被告人の全面否認の下で、永山事件基準の示す事情について逐次満遍なく平板に判示するのではなく、判断のポイントとなった点に焦点を当てて分かりやすく判示している。このような簡明な判断手法は、評議を反映し、分かりやすい点で、1と同様に今後の死刑判決の一つの方向を示すものになるかもしれない。

第3 まとめ

以上の判決を総覧すると、1の判決のように、死刑求刑事件を無期懲役とする場合には、犯情レベルでも一般情状レベルでも有利な事情をあげて総合評価するという判断枠組みが、また、2の判決のように、死刑とする場合には、犯情から死刑を選択し、一般情状で死刑を回避するという明確な判断枠組みが、それぞれ取られ、今後の死刑求刑事件における基本的なパターンが示されつつあると評価することが可能であろう。いずれにせよ、犯情か一般情状かという

用語を用いるか否かは別として、客観的な情状から死刑を選択し、更生可能性などの主観的情状から死刑を回避するに足りるかという判断枠組みがとられているとみることができる。そして、留意点は、遺族の被害感情も結果の一部として客観的情状に含まれて検討されているが、それは、決定的なものではなく、二次的ないし付随的なものと位置付けられていると解することができることである。以上は、ほぼ死刑に関する最高裁判例の示す判断枠組みに沿っているというべきである。ただし、上記上告審判決に見られるような「特に酌量すべき事情がない限り」という優位さを認める判示はない。これは、同上告審判決がすでに述べたように具体的な事案における判断優位を認めているだけで、およそこの点を一般的な要件としていないことによるものであろう。私見の理論的な当否については議論の余地も大きいと思われるが、少なくとも裁判員裁判で被害感情とか反省の程度とか更生可能性の要素を重視して死刑を適用すべきではないという私見の動機的な部分については、裁判官及び裁判員の賛同が得られることを期待している。

別 表

1 東京地判平成22年11月1日

主文 無期懲役（未決不算入）

事案 ①耳かき店女性従業員V₁（21歳）を殺害する目的で同女方に侵入し、出会させた同女の祖母V₂（78歳）をハンマーで数回殴打し、果物ナイフで刺殺。

②引き続き、ペティナイフで刺殺。

（他に、果物ナイフ等の不法携帯あり）

量刑の理由

・永山事件基準によることを明示。

- ・本件犯行態様の残虐性・結果の重大性というまでもないとし、遺族の被害感情を詳しく判示。
- ・死刑回避の理由として、①V₁殺害の動機は、極刑に値するほど悪質なものではない。恋愛に近い感情→拒絶→絶望→怒り・憎しみ→抑うつ状態の悪化。②V₂の殺害は、偶発的で計画性がない。V₁殺害目的でV₂に執拗な攻撃を加えたもので、V₁殺害後は、母親や兄には何ら攻撃を加えていない。③被告人なりの後悔・反省をしている。正面から事実と向き合い本当の意味での反省を深めているとは認められない。

2 横浜地判平成22年11月16日

主文 死刑

事案 ①麻雀店を巡るトラブルから、共犯者らと共謀の上、V₁（36歳、V₂の用心棒）を監禁の上、被告人が果物ナイフで刺殺。

②共犯者らと共謀の上、麻雀店経営者V₂（28歳）から現金約1300万円余りを強取した上、被告人がV₂の生首を高速切断機で切り落として殺害。

③V₁とV₂の各死体を切断し、海中・土中に遺棄。

（他に、覚せい剤の営利目的密輸既遂・未遂等あり。）

量刑の理由

- ・永山事件基準によることを明示。
- ・まず、犯情を検討すると、行為の残虐性、動機の悪質さ、行為の計画性、被告人が果たした役割の大きさ、結果の重大性（遺族の被害感情もここに含める）等から、被告人の罪責は誠に重大であって、大きく酌量すべき事情がない限り、本件は、極刑を選択すべき事案に属する。
- ・次いで、一般情状を検討すると、自首を過大評価できないこと、謝罪と反省の意を表し、内面の変化もうかがわれるが、大きく評価することは適当でないこと、前科がないことも重視できないことなどから、上記の犯情と比較すると、被告人にとって酌むべき事情を最大限考慮しても、いまだ極刑を回避すべき事情があるとは評価できない。

3 仙台地判平成22年11月25日

主文 死刑

事案 ①元交際相手のV₁（18歳）に対する傷害。

②V₂（20歳、V₁の姉）を牛刀で刺殺。

③V₃（18歳、V₁の友人）を牛刀で刺殺。

④V₄（20歳、V₂の友人・男性）を牛刀で刺突、殺人未遂。

⑤V₁の未成年者略取・傷害。

（他に、牛刀の不法携帯あり）

量刑の理由

- ・ 永山事件基準によることを明示。保護処分相当性を認める余地なし。
- ・ 罪質は、強盗殺人に類似した重大な事案。
- ・ 犯行態様は、極めて執拗かつ冷酷で、残忍さが際立っている。
- ・ 計画性は稚拙な面もあり、それほど重視するのは相当でない。
- ・ 結果は、極めて重大かつ深刻で、被害者やその遺族の処罰感情峻烈で量刑上考慮するのが相当。
- ・ 動機は、極めて身勝手・自己中心的。
- ・ 社会的影響も看過できない。
- ・ 更生可能性を検討すると、その犯罪性向は根深く、異常性やゆがんだ人間性は顕著であり、謝罪し、一応の反省はしているが、表面的で深みがないことなどからすれば、その更生可能性は著しく低いと評価せざるをえない。
- ・ 犯行時18歳7か月であることは、死刑を回避すべき決定的な事情とはいえ、総合考慮する際の一事情にとどまり、ことさら重視することはできない。

（殺意の発生時期とその程度等についての争点あり）

4 宮崎地判平成22年12月7日

主文 死刑

事案 ①V₁（生後5か月、長男）を風呂浴槽に沈め、窒息により殺害。

②V₂（24歳、妻）を石頭ハンマーで殴打し、殺害。

③V₃（50歳、義母）を石頭ハンマーで殴打し、殺害。

④V₁の死体遺棄。

量刑の理由

- ・永山事件基準とは明示しないが、その内容を摘示。
- ・生活全てから逃れて一人で自由になりたいという動機は、極めて自己中心的で人命を軽視するものである。
- ・被害態様が、強固な殺意に基づく、冷酷で執よう・残虐なものである。
- ・3人の生命を奪うという結果が重大であり、罪証隠滅行為を含めた犯行後の情状は悪質である。
- ・遺族の被害感情も峻烈を極め、社会的影響も大きい。
以上からすれば、その罪責は誠に重大なもので極刑に値する。
- ・V₃の被告人に対する言動等、動機形成の過程や背景事情において、同情の余地がないとはいえない。
- ・被告人なりの反省の態度を示しているし、現在22歳と若年であり前科がない。
- ・学業態度や勤務態度等によれば、更生の可能性を否定することまではできない。
- ・以上は、極刑を回避すべき決定的な事情であるとは認められない。

5 長野地判平成23年3月25日

主文 死刑

事案 共犯者3名と共謀の上、

- ①V₁（30歳、高利貸しを主体とするグループの専務）を睡眠導入剤で昏睡させてロープで首を絞めて殺害して現金約281万円を強取。
- ②V₂（26歳、V₁の妻）の首をロープで絞めて殺害し、上記現金を強取。
- ③V₃（62歳、同グループ会長、V₁の実父）の首をロープで絞めて殺害し、現金約135万円を強取。
- ④被害者3名の死体を土中に遺棄。

量刑の理由

- ・まず指摘すべきは、3名の命が失われた犯行結果の重大性。
- ・遺族は、極刑を望んでいるし、社会的影響も大きい。
- ・犯行態様の計画性・残忍性も見過ごすことはできない。

- ・ 犯行後も、口裏合わせを行うなど卑劣である。
- ・ 被告人は、犯行遂行において重要な地位、役割を占めている。
- ・ 問題は、動機であるが、女性との結婚がV₃からたやすく許されるはずがなく、多額の現金を要求されたりするなどと思い悩んでいたとしても、それなりの恩恵も受けていたのであるから、これを過度に有利に斟酌できない。
- ・ 真摯な反省と謝罪の気持ちが見て取れる。

（現金がV₃だけではなく、V₁の管理下にもあったか否かの争点あり）

6 東京地判平成23年3月15日

主文 死刑

事案 金品強奪の目的で、V（74歳）方に侵入し、その頸部を包丁で刺し殺害。

量刑の理由

- ・ 犯行の態様は、冷酷非情である。それなりの計画性認められる。
- ・ 結果は極めて重大。
- ・ 遺族も極刑を望んでいる。
- ・ 犯行に至る経緯に酌むべき余地はかなり乏しい。
- ・ 妻と幼少の子を殺害、放火した前科で20年服役し、出所からわずか半年で本件犯行に及んだ。
- ・ 人命を余りにも軽く見ており、刑を決める上で重視。
- ・ 酌むべき事情についての具体的な言及はない。→犯人性が争点。